

京都市道路標識等に関する条例（平成25年3月29日京都市条例第95号）

（建設局土木管理部調整管理課及び自転車政策課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び同第105号）の施行により、道路法の一部が改正され、本市が管理する府道及び市道（以下「市道等」という。）に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場のうち駐車料金を徴収するものに設ける標識に表示しなければならない事項等並びに市道等に設ける道路標識の寸法等について、条例で定めることとされたため、これらの事項を定めることとしました。

京都市道路標識等に関する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第 95 号

京都市道路標識等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（以下「法」という。）第24条の3及び第45条第3項の規定に基づき、本市が管理する府道及び市道（以下「市道等」という。）に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場のうち駐車料金を徴収するもの（以下「自動車駐車場等」という。）に設ける標識に表示しなければならない事項等及び市道等に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

(自動車駐車場等に設ける標識)

第2条 法第24条の3の規定により自動車駐車場等に設ける標識には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 供用時間
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) その他自動車駐車場等の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、自動車駐車場等を利用しようとする者が見やすい場所に設けなければならない。

(道路標識の寸法)

第3条 道路標識、区間線及び道路標示に関する命令（以下「標識令」という。）第3条の2に規定する道路標識の寸法は、標識令別表第2に定める寸法とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(標識令の規定の引用に関する経過措置)

2 第3条の規定の適用に関する経過措置は、標識令及び標識令の全部又は一部を改正する命令の附則に規定する経過措置の例による。

(検討)

3 本市は、第3条の規定において引用する標識令の規定が改正されたときは、速やかに、同条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

(建設局土木管理部調整管理課及び自転車政策課)